



秘密情報および個人情報の 取扱いに関する覚書

日本食品ペプチド研究所株式会社

大阪府茨木市上穂積4丁目8番24号

秘密情報および個人情報の取扱いに関する覚書

日本食品ペプチド研究所株式会社(以下「甲」という)と、(以下「乙」という)
とは、甲乙間で締結された 年 月 日付のペプチドワン商品販売取扱店契約書(以下、これらの契約を総称して「本件契約」という)に基づき甲が乙に委託する業務における秘密情報及び個人情報の取扱いに関し、次の通り覚書(以下「本覚書」という)を締結する。

第1条(目的)

本覚書は、本件契約に基づいて甲が乙に委託する業務(以下「本件業務」という)の履行に あたって、甲が乙に開示する秘密情報の保護及び甲が乙に預託する個人情報の適切な保護を目的として、乙における秘密情報及び個人情報の取扱条件を定めるものである。

第2条(定義)

1 本覚書において「秘密情報」とは、本件業務に関して甲が乙に対して開示する営業上・技術上の一切の情報をいう。但し、次の各号のいずれかに該当することを乙が証明した情報は、秘密情報から除外される。

- (1) 乙が甲より受領した時点で既に公知であった情報
- (2) 乙が甲より受領後、乙の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 乙が甲より受領後、守秘義務を負うことなく第三者から合法的に入手した情報
- (4) 乙が、秘密情報によらず独自に開発した情報
- (5) 乙が、甲の事前の書面による承諾に基づき、第三者に対する開示を承認された情報
- (6) 法令に基づき開示を強制される情報

2 本覚書において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる もの(他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む)をいう。また、本覚書において特に記載がない場合、「個人情報」は本件業務に基づき、甲が乙に預託しまたは自ら収集する個人情報を指すものとする。

第3条(管理者)

1 乙は、本覚書締結後遅滞なく、甲の指定する方法により、秘密情報及び個人情報の管理責任者の氏名及び連絡先を甲に通知するものとする。

2 乙が前項の管理者を変更しようとするときは、甲の指定する方法により、遅滞なく甲に通知するものとする。

3 乙は、乙が甲に対して本件契約に基づき取扱店または紹介者(以下、総称して「丙」という。)を紹介する場合において、丙に対して、甲の指定する方法により、秘密情報及び個人情報の管理責任者の氏名及び連絡先を乙に通知させるものとする。

4 乙は、丙が前項の管理者を変更しようとするときは、甲の指定する方法により、遅滞なく乙に通知させるものとする。

第4条(個人情報の収集)

- 1 乙は、本件業務及び本件契約に基づく販売代理店業務の遂行のため個人情報を収集する必要があるときは、適切かつ公正な手段により収集するものとし、甲による指示がある場合はこれに従うものとする。
- 2 乙は、丙が本件業務及び本件契約に基づく販売代理店業務の遂行のため個人情報を収集する必要があるときは、丙に対して、適切かつ公正な手段により収集するよう指導監督するものとし、甲による指示がある場合はこれに従うよう指導監督するものとする。

第5条(秘密保持)

- 1 乙は、秘密情報及び個人情報の秘密保持を厳守し、甲の事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏えいしてはならない。
- 2 乙は、秘密情報及び個人情報を、本件業務に関与する乙の役員及び従業員以外の者に利用させてはならない。
- 3 乙は、本件業務に必要な範囲を超えて秘密情報及び個人情報を複製してはならない。
- 4 乙は、前各号の義務を履行するため、秘密情報及び個人情報につき必要かつ合理的な保護手段を講じなければならない。
- 5 乙は、丙に対して、秘密情報及び個人情報の秘密保持を厳守し、乙の事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏えいしてはならない旨、指導監督する。
- 6 乙は、丙に対して、秘密情報及び個人情報を、本件業務に関与する丙の役員及び従業員以外の者に利用させてはならない旨、指導監督する。
- 7 乙は、丙に対して、本件業務に必要な範囲を超えて秘密情報及び個人情報を複製してはならない旨、指導監督する。
- 8 乙は、丙に対して、本条第5項から同第7項までの義務を履行させるため、秘密情報及び個人情報につき必要かつ合理的な保護手段を講じなければならない旨、指導監督する。

第6条(目的外使用の禁止)

- 1 乙は、秘密情報及び個人情報を本件業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。
- 2 前項にかかわらず、乙は、個人情報の主体たる個人(以下「本人」という)に対して通知、公表又は明示された個人情報の利用目的を超えて、個人情報を利用してはならない。
- 3 乙は、丙に対して、秘密情報及び個人情報を本件業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない旨、指導監督する。
- 4 前項にかかわらず、乙は、丙に対して、個人情報の主体たる個人(以下、「本人」という。)に対して通知、公表又は明示された個人情報の利用目的を超えて、個人情報を利用してはならない旨、指導監督する。

第7条(再委託)

- 1 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ずに、本件業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙が前項の承諾を得て本件業務を第三者に再委託する場合は、再委託先との間で本覚書と同等の内容の契約を締結して乙の再委託先に乙と同程度の秘密保持義務を課し、同契約書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 前項の場合といえども、乙は本覚書に基づき乙が負担する義務を免れず、再委託先の行為についても一切の責任を負う。
- 4 乙は、丙に対して、乙の事前の書面による承諾を得ずに、本件業務を第三者に再委託してはならない旨、指導監督する。

5 丙が前項の承諾を得て本件業務を第三者に再委託する場合は、乙は、再委託先との間で本覚書と同等の内容の契約を締結して丙の再委託先に丙と同程度の秘密保持義務を課し、同契約書の写しを乙に提出しなければならない旨、指導監督する。

6 前項の場合といえども、乙は、丙に対して、丙が乙に対して負担する義務を免れず、再委託先の行為についても一切の責任を負う旨、指導監督する。

第8条(調査義務)

1 乙は、秘密情報及び個人情報に関し、甲の求めがあるときは、乙における秘密情報及び個人情報の取扱い状況について調査のうえ、乙に対しその調査の報告をしなければならない。

2 乙は、丙に対して、秘密情報及び個人情報に関し、乙の求めがあるときは、丙における秘密情報及び個人情報の取扱い状況について調査のうえ、乙に対しその調査の報告をしなければならない旨、指導監督する。

第9条(事故)

1 乙は、甲より提供を受けた秘密情報及び個人情報等への不正なアクセス、又は紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。甲及び乙は、その原因について協議・調査を行い、損害の拡大防止に必要な措置を講ずるものとする。

2 協議・調査の結果、当該事故が乙の責に帰すべきものであると認められた場合は、乙は、甲に対し、事故調査、損害の拡大を防止するために講じた措置に要する合理的費用を支払うとともに、損害賠償(合理的な弁護士費用含む)責任を負うものとする。

3 乙は、丙に対して、乙より提供を受けた秘密情報及び個人情報等への不正なアクセス、又は紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに乙に報告しなければならない旨、指導監督する。乙は、丙に対して、乙及び丙においてその原因について協議・調査を行い、損害の拡大防止に必要な措置を講ずる旨、指導監督する。

第10条(返還等)

1 乙は、本件業務が終了したとき、又は、甲より請求があったときは、直ちに秘密情報または個人情報の記録された書面及びそれらの複製物の一切を、甲の指示に従い、甲に対して返還し、又は廃棄するものとする。

2 乙は、本件業務が終了したとき、又は、甲より請求があったときは、直ちに乙のコンピュータ等に保存された秘密情報及び個人情報に関するデータを消去し、復元不可能なものとしなければならない。

3 乙は、個人情報が記録された媒体を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

4 乙は、丙に対して、本件業務が終了したとき、又は、乙より請求があったときは、直ちに秘密情報または個人情報の記録された書面及びそれらの複製物の一切を、乙の指示に従い、乙に対して返還し、又は廃棄するものとする旨、指導監督する。

5 乙は、丙に対して、本件業務が終了したとき、又は、乙より請求があったときは、直ちに丙のコンピュータ等に保存された秘密情報及び個人情報に関するデータを消去し、復元不可能なものとしなければならない旨、指導監督する。

6 乙は、丙に対して、丙が個人情報が記録された媒体を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない旨、指導監督する。

第 11 条 (解除)

- 1 乙が本覚書に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、乙がこれを是正しないときは、甲は、乙に通知することにより、本件契約又はこれに基づく委託業務または販売店業務に関する契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、丙に対して、丙が本覚書の記載内容に違反し、乙が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、丙がこれを是正しないときは、乙は丙に通知することにより、本件契約又はこれに基づく委託業務または販売店業務に関する契約の全部又は一部を解除することができる旨、指導監督する。

第 12 条 (損害賠償)

- 1 乙は、第 9 条の場合以外においても、本覚書の義務に違反したことにより甲に損害を与えたときは、同損害の一切を賠償しなければならない。

第 13 条 (有効期間)

- 1 本覚書は締結日に発行し、本件契約が終了した後も、秘密情報及び個人情報の取扱に関して引き続き効力を有するものとする。

第 14 条 (基本契約の適用)

本覚書に定めのない事項については、本件契約の定めに従うものとする。

本覚書締結の証として、甲乙署名押印の上、原本を甲が、そのコピーを乙が保有する。

令和 年 月 日

甲
〒567-0036 大阪府茨木市上穂積 4-8-2 4 南工務店ビル4F
日本食品ペプチド研究所株式会社 代表取締役 陳少言 印

乙

印